



奈良地方最低賃金審議会の意見に関する公示

奈良労働局一般公示第6号

令和8年3月2日奈良地方最低賃金審議会から奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の廃止決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、奈良県の区域内で、木材・木製品・家具・装備品製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の廃止決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき、令和8年3月17日までに奈良労働局長あて（奈良市法蓮町387番地奈良第三地方合同庁舎）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和8年3月2日

奈良労働局長 石崎 琢也



記

奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の廃止決定に係る
奈良地方最低賃金審議会の意見の要旨

次の奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金を廃止すること。

- 1 適用する地域
奈良県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で木材・木製品製造業（他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む）のうち割りばし製造業を除く。）又は家具・装備品製造業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金
1日4,148円（賃金の大部分が時間によって定められている者（以下「時間給労働者」という。）については、1時間519円）。ただし、次に掲げる業務に主として従事する者であって、当該業務に従事した期間が技能習得期間を含め通算して2年以上のものについては、1日6,527円（時間給労働者については、1時間816円）

- イ 製材の段取り又は木取りの業務
 - ロ 製材用原木を帯のこ盤又は丸のこ盤（以下「製材用のこぎり」という。）を使用して所定寸法にひき割る業務のうち、機械の操作、歩出し又は腹押しの業務
 - ハ 製材用のこぎりの目立ての業務
 - ニ 製材製品のうち柱及び造作材の格付け選別の業務
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり
(令和8年4月1日)